

B&G海洋クラブ 登録の手引き

2022年4月

公益財団法人ブルーシー・アンド・グリーンランド財団

1. B&Gってなに?

(1)B&G 財団とは?

B&G 財団とは、海洋性レクリエーションをはじめとする自然体験活動などを通じて、次代を担う青少年の健全育成と幼児から高齢者までの"心とからだの健康づくり"を推進している団体です。1973年に設立され、ボートレースの収益金により、全国 480市町村に地域海洋センター(プール・ボートハウス・体育館)を建設し、地元自治体に無償譲渡しました。また、施設づくりだけでなく、組織・指導者づくりをはじめ、現在では、地域活性化やインクルーシブ社会の実現等に向けて、様々な事業を展開しています。

【財団 HP】 https://www.bgf.or.jp/

(2)B&G 海洋クラブとは?

「B&G海洋クラブ」は、マリンスポーツの実践活動や水辺の安全教育を通じて、青少年の健全育成を図るとともに、地域活性化など社会に貢献する活動を行う団体です。2022年4月現在では274クラブが多様な活動を行っています。また、2022年度から、学校授業や課外活動、地域のサークル、成人クラブなど、水辺の活動を行っている小規模団体等に支援を行う「B&G サポーター」を新設しました。

(3)新規海洋クラブ登録制度とは?

- ・新規海洋クラブ登録制度は、B&G財団の活動に賛同し、地元の海辺や水辺でのスポーツ・自然体験活動を通じた子供たちの育成などの地域活動を行う団体を支援する制度です。海洋クラブ登録することにより、申請団体側の事業・活動の拡大及び向上が図れる団体を登録します。
- 登録を希望する団体は、申請書等をご提出頂きます。提出書類をもとにマリンスポーツ活動や環境学習など、水辺の活動を実施する団体を対象に、選考やヒアリング等の審査を行い、「B&G 海洋クラブ」として登録いたします。
- ・新規で登録となった海洋クラブには、活動を推進するために必要なマリンスポーツなどを楽しむ活動の器材を配備し、おおむね3年間(最短2年)に活発な運営実績が確認できた海洋クラブには、器材を無償譲渡します。





2. 申請要項

(1)申請団体

青少年や地域住民を対象とした、水辺に親しむ活動に取り組む団体が対象となります。

A) マリンスポーツや環境学習等を希望する自治体・民間団体等

マリンスポーツや海洋教育、環境保全活動など、海・川・湖など主に水辺のフィールドにおける活動を手法として、青少年の育成や地域貢献活動などの非営利な活動に取り組む自治体や団体が対象です。

すでに活動を行っている既存団体(NPO 法人や総合型スポーツクラブ、任意団体など)、新規で団体を立ち上げて新たに活動を始める新規団体(個人による申請)も対象です。

B) 現時点で B&G 海洋クラブを有していない 全ての B&G 海洋センターまたは海洋センター所在自治体

すでにB&G 財団で建設し、譲渡した艇庫を有する海洋センターについては、原則として、追加の器材配備はありません。

(2)申請期間

申請期間は以下の通りです。必ず申請書類一式(P5・6参照)を期日までに以下の送付先にお送り下さい。

申請期間

2022年4月1日~5月31日(郵送必着)

送付先

B&G財団 事業部 海洋センター・クラブ課 (クラブ登録担当)

住所:〒105-8480

東京都港区虎ノ門 3-4-10 虎ノ門 35 森ビル 9階

Tel: 03-6402-5314 Fax: 03-6402-5315 E-mail: center@bgf.or.jp

※送付書類については、(6) 申請書類 (P5・6) を参照ください。

(3)海洋クラブ申請条件

以下の「申請条件」を満たす団体が申請可能です。

申請条件詳細(①~③は共通)

「B&G 財団」の理念及び「海洋クラブ」の目的・趣旨(P1 参照)に賛同し、主に水辺を中心とする自然体験活動を推進すること。

【クラブ活動例:カヌー体験、水辺の観察や環境保全、ビーチでの活動等】

活動内容







海や川、湖など定期的に活動できる自然フィールドがあること。

【活動場所例:海、ダムや湖沼、河川や水際場所】

②活動場所







B&G 財団から配備した活動器材を安全に保管できる場所が確保できること。

【配備器材例:ライフジャケット、カヌー・SUP、救助艇等】

③器材保管場所









4指導

クラブ組織に、活動に係る運営・指導ができ、財団との事務連絡が可能なスタッフが計5人以上(代表者含む)いること。

⑤周知・P

R

「B&G●●海洋クラブ」の名称で周知・活動できること。 また、「B&G●●海洋クラブ」の看板を掲示できること。



(4)申請に係る注意点

①「海洋クラブ」名称での活動について

団体の活動のうち、「B&G●●海洋クラブ」として活動した人数が、海洋クラブ活動に係る活動人数です。そのため、既存団体等からの申請については、「既存団体の名称で行う活動」と「海洋クラブの名称で行う活動」と分けた形で活動計画書等を作成して下さい。なお、登録後に「既存団体=海洋クラブ」の活動とする場合は分ける必要はありません。

※計画書の書き方は「申請書類」内の参考見本をご確認下さい。

② 審査について

審査については、B&G海洋クラブ登録基準に基づき、書類選考及び現地視察や ヒアリングを行い、実績・計画等を総合的に判断します。

登録後の器材支援に係る配備金額の基準条件は以下の通りです。

配備金額	事業計画日数及び人数		備考	
16 順立領	活動日数	計画人数)用·专	
上限 200 万円		1,200 人以上	活動規模によっては「B&G サ	
上限 100 万円	10 日以上	800 人以上	ポーター」への登録を推奨す	
上限 50 万円		500 人以上	る場合がございます	

[※]赤字については、必須条件となります。必ず赤字以上の事業参加者数となる実績と計画を立案し、人数を申請書にご記入下さい。

③ 登録後に実施いただきたい活動について

登録時には、別途実施頂きたい活動や報告等があります。特に下記の活動については、海洋クラブ登録後に必ず実施するものとし、申請書類(年間活動計画書)にもご記載下さい。

内容詳細

① | 水辺の安全教育プログラムの実施(年 3 回以上)

マリンスポーツや水辺の活動を安全に楽しく提供するため、B&G 財団では、水辺の安全に関する教育を啓発しています。「水辺の安全教室」としてプログラム化されており、各海洋クラブでも活動や事業と同時に実施し、報告してください。 詳細は、以下のURLよりご確認下さい。

https://www.bgf.or.jp/safetyprogram/detail.html#download

②|「海の日」事業の実施

「海の日」または近辺日時で、「海の日」にちなんだ「体験会」や「観察会」の実施

[※]事業計画や活動実績等の内容によっては、上限金額を変更させていただく場合があります。

し、報告してください。

③ クリーン活動の実施(年2回以上)

日頃活動している水面を定期的に清掃し、環境意識の向上と地域愛を育むことを目的にクリーン活動を実施し、報告してください。

(5)審査スケジュール

申請受付からのスケジュールはおおむね以下のとおりです。

項目	時期	内容	
申請締切日	2022年5月31日	締切日(郵送必着)	
書類審査 2022年6月		申請書類等による書類審査	
		※電話によるヒアリングがあります(必須)	
現地審査	2022年7月~9月	原則、書類審査を通過した場合、1~2回程度	
		の視察・ヒアリングによる審査を行います。	
登録決定	2022年10月頃	決定後、登録に係る各種手続きを行います	
器材配備	2022 年度中	希望する活動器材等を当財団が購入・配備	
配備式	2023 年度春頃	活動器材の配備式を活動拠点等で実施します	

(6)申請書類

2022 年 5 月 31 日必着にて、以下の指定様式にて書類をご提出下さい。 なお、別途申請書類一式をデジタルデータで送付して下さい。第 1 号様式(捺印要)以外 はデジタルデータでの提出のみでも受付可能です。個人情報は必ず厳守致します。

	書類	内容	チェック欄
1 5	登録申請書 (第 1 号様式)	申請条件を確認し、押印	
	豆啄中胡音(お) 5似八/	の上ご提出下さい。	
2	申請団体情報記入書(第2号様式)	詳細をご記入下さい。	
3	申請調査書(第3号様式)	具体的にご記入下さい。	
4	申請器材事業計画書(第4号様式)	該当配備金額は、「2.申請	
		要項(4)申請に係る注意	
		点」をご確認下さい。	
5	指 導者状況 (第5号様式)	保有資格・指導歴もご記	
	拍等もが近 (第3号様式 <i>)</i> 	入下さい。	
6	年間活動計画書(第6号様式)	見本を参考にご記入下	
	牛间心數可回音(另位与核式 <i>)</i> 	さい。	
7	年間活動実績報告書(第7号様式)	同上	

8	PR事業報告書	写真も必ず貼付	
9	写真 ※使用水面全体・水際(舟艇乗降場所) 状況・舟艇保管場所の写真	Word ファイル等に貼り 付けてご提出下さい。	

※上記の提出書類の他に、審査に必要な書類を提出して頂く場合があります。当財団から提出依頼があった場合は速やかに提出をお願い致します。以下は提出書類の例です。

書類名	備考
①収支決算書/予算書等(様式あり)	
②保有活動器材一覧表(様式あり)	
③水面や舟艇保管場所使用に係る同意書等	許可が必要な可能性があると判断
	される場合
④指定管理者仕様書等	指定管理者からの申請等の場合
⑤代表者履歴書	市販の履歴書等により提出
⑥位置図	より詳細な使用水面・艇地場の把握
	のため

※申請書類の送付先は P2をご参照下さい。デジタルデータにつきましては、center@bgf.or.jp へご送信いただくか、DVD-R等のメディアに保存しご郵送下さい。

3. 登録後の支援について

B&G海洋クラブとして登録した団体は、上限50~200万円の活動器材配備の支援を行います。配備器材はおおむね3か年無償貸与(当財団と貸与契約を締結)し、貸与期間の活動実績等に応じて、貸与した器材を無償譲渡(当財団と譲渡契約を締結)します。

なお、貸与契約や譲渡契約に違反した場合は、配備器材の返却、配備に要した費用の弁償などを行って頂きます。

新規海洋クラブ登録団体については、公平な審査の上、登録団体を選考致します。 年間に登録するクラブ数には限りがありますので、申請頂いても登録に至らない 場合がありますことをご了承下さい。

その他の支援

B&G 海洋クラブとして正式登録が決定した後、当財団とともに青少年の健全育成や地域住民の健康づくりのために、各種事業を共に推進していただきます。 海洋クラブの継続的な運営や各種事業の実施にあたっては、以下のような支援制度がございます。

<主な支援内容>

- ・海洋クラブ運営に係る実務研修(会員サイトの使用方法や活動報告の方法など/クラブ設置時に実施)
- 実技研修(必要に応じてクラブ設置時に実施予定)
- 海洋クラブ対象各種助成金制度
 - ①活動器材追加再配備制度:

クラブ活動活性化のために必要な器材の追加購入に係る費用の一部を助成いたします(追加配備/審査あり)。

また、老朽化・故障した器材の再配備に係る費用の一部を助成いたします。 (再配備/審査あり)

②財団推進事業への参画:

財団が推進する各種事業に参画頂く場合、事業内容に応じて費用の一部を助成できる場合があります。(審査あり)

各種資器材の貸与や提供財団事業に参画いただく場合、必要な資材の提供や器材のレンタルが可能な

各種マニュアル等の提供

場合があります。

ヨット、カヌー、セイルボード、SUP、ロープワークなど、子ども達の指導に 役立つ指導者マニュアルを提供しております。

-お問い合わせ―

B&G財団 事業部 海洋センター・クラブ課(クラブ登録担当)

Tel: 03-6402-5314 Fax: 03-6402-5315

E-mail: center@bgf.or.jp

ホームページ:http://www.bgf.or.jp/